

アジア諸国における視覚障害者の職業事情と展望

—マッサージ業の発展にむけて—

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

障害者職業総合センター

上席研究員 指田 忠司

1 はじめに

この度は、AMIN 設立おめでとうございます。筑波技術大学、日本財団をはじめとする関係者の皆様のご尽力に改めて感謝いたしますとともに、心からお祝い申し上げます。

さて、このような記念すべき会におきまして、講演の機会を与えてくださいましたことにまず御礼申し上げます。

本日のテーマは、「アジア諸国における視覚障害者の職業事情と展望— マッサージ業の発展にむけて」というものですが、私自身アジア各国の事情全てを知っているわけではありません。ここでは、1990年代からアジア各国を訪問し、また研究資料を分析した経験を踏まえて、このテーマに迫ってみたいと思います。

2. アジア諸国における視覚障害者の職業事情

(1) アジア諸国における視覚障害者をめぐる状況

私は長年欧米各国における視覚障害者の職業事情について研究してきましたが、欧米、特に西欧諸国と比較しますと、アジア地域では、いわゆる経済発展の状況が一様ではないことが特徴の一つに挙げられると思います。つまり、日

本や韓国のように、工業化が進んだ国もあれば、マレーシア、タイ、ベトナムなど、現在工業化の道を突き進んでいる国もあります。また、永い戦争や政治的不安定から、国民、特に障害のある人々への対策が遅れている国も多くみられます。

もう一つの特徴は、アジア諸国には、中国、インドネシア、バングラデシュ、インドなど、多くの人口を抱える国々が集中していることです。

こうした特長を持つアジア諸国の状況を一口で表現すれば、経済的には貧富の格差が大きいこと、政治的には近年になって安定化しつつあるものの、まだ十分な安定を得るまでには至っていないこと、そして、障害者の状況、とりわけ視覚障害者の状況をみると、こうした「格差」の影響をうけて、あらゆる対策が求められていることが特徴といえると思います。つまり、経済的に十分な成長がみられない地域の場合には失明予防や幼児教育の問題への対策が急務であるのに対して、経済発展がある程度見込まれる国においては、視覚障害者の



第2回 AMIN 会議

労働力化、つまり、社会を構成する一員として、社会に寄与していくための力をつけていくことが重要な課題となっています。また、高齢化が進み、視覚障害者人口の大半が高齢者とみられる国の場合には、高齢者福祉における視覚障害者対策が大きな課題として浮かび上がってきています。

（２）視覚障害者の従事する職業

さて、アジア諸国における視覚障害者の職業事情ですが、これまで述べたような経済発展の違いから、この分野においてもアジア諸国における視覚障害者の職業事情は多様であります。

経済的基盤の脆弱な地域では、視覚障害者の多くが家族の保護を受け、家庭生活の中でいかに働き手として寄与するかが大きな課題となっています。つまり、家事労働の中で目が見えなくても生活の役に立つ仕事をしていくことに力が入れます。その意味では、「収入」を伴わない形で「仕事」をするわけで、近代的意味での「職業」というものではないわけです。

そこで、「収入」を得るための「仕事」をすることを前提として、視覚障害者の職業を考えてみますと、こうした社会でも成り立ち得る職業があります。今でもタイや韓国では視覚、障害者が従事する仕事の一つに、「占い師」という仕事があります。10年ほど前に、WBU（世界盲人連合）の東アジア太平洋地域協議会 *1 の会議が韓国で開かれた際のレポートに、韓国の視覚障害者の職業の一つとして易占いの仕事が挙げられていたのを読んだことがあります。その後韓国の方から得た情報では、韓国には、韓国易理学会という易者の団体があり、少し前の数字になりますが、その会員は約 620 人います。易占いの仕事については、法的規制もなく、視覚障害者の伝統的職業として一般にも受け入れられているようです。日本でも、古くは視覚障害者が霊媒として死者の霊との媒介をして生活していたという例があります。

さて、現代社会では、基本的に、第 1 次産業であれ、第 2 次産業であれ、人

間は、何らかの仕事をして、金銭収入を得ています。つまり、労働の対価として賃金を受け取ったり、商売などの取り引きで利益を得たり、或は、自分の提供したサービスでそれに見合う対価（報酬）を得ています。こうして金銭収入を得ることで、社会と繋がり、日常の生活をするための食糧を手に入れたり、本を買って読んで知識や情報を獲得します。

その意味では、「職業」に就くことは、こうした現代社会に参加していく上で不可欠な要素ということが出来ます。

では、視覚に障害がある場合、どのようにすれば仕事を通じて収入を得られるかですが、そのためのプログラムが各国で色々と試みられています。

中国に起源を持つ漢方医学、東洋医学の分野で、視覚障害者が働く機会は古くから数多くみられます。その一つが按摩・マッサージ・指圧という手技療法です。この分野について私は門外漢ですが、日本の場合、歴史を遡ると、7、8世紀頃からこうした仕事があったようです。視覚障害者が多数この仕事に従事するようになったのは、17世紀に杉山和一検校が江戸に講習所を設置してからだと聞いています。

日本では、江戸時代を通じて数百年の間、視覚障害者がこの分野で働いてきましたが、近代化（西欧化）に伴って、一時衰退したものの、19世紀末から20世紀初等にかけて、視覚障害者を対象とする近代盲教育の発展過程で、職業教育として、鍼灸按摩が教えられ、その指導にあたる教員養成も他の障害者教育に先駆けて行われてきました。

韓国では、1913年にソウル盲学校の前身となる学校が設置され、そこで鍼灸按摩の教育が始まり、第2次大戦後もこの伝統が継承され、全国の盲学校や中途視覚障害者のリハビリテーションセンターの職業教育課程として按摩が教えられています。また中国でもたいへん多くの視覚障害者が按摩の仕事に従事しています。

タイでは、特に1990年代に入ってから、視覚障害者に対するマッサージの指

導が盛んになっています。タイ盲人協会が、政府の支援を受けて、農村部における視覚障害者の就労機会創出に向けて、マッサージの短期講習を実施するとともに、バンコクを中心とする地域で、視覚障害者のためのマッサージ訓練施設が設置され、毎年数十人の視覚障害者がこの仕事に就くようになってきています。またタイでは、労働力輸出の観点から、労働省がマッサージに関する資格制度を設け、一定水準の技能の向上を図っています。この試験は初級、中級、上級の3段階に分かれていますが、視覚障害者もこの試験を受験できるようになっています。

タイ以外の東南アジア諸国でも、マレーシア、インドネシア、ベトナム、カンボジアなどで伝統的マッサージや西欧マッサージ、或は日本按摩などが視覚障害者の従事する仕事として確立しつつあると言えます。

按摩・マッサージ以外の医療分野についてみると、鍼灸といった東洋医学の分野では、その免許の保有が許されているのは日本だけで有り、韓国では細い鍼（3番鍼まで）の使用が事実上認められているにすぎません。

マッサージをめぐるもう一つの特徴は、これを視覚障害者の専業とするかどうか、という点です。韓国では、2006年5月に憲法裁判所が視覚障害者だけに按摩資格を認める制度は職業選択の自由を定める憲法に違反するという判決が出ました。これに対して、視覚障害者団体が抗議運動を展開し、結局、法律改正を行って、事実上、視覚障害者だけが按摩資格を取れることを法律レベルで認めることと成りましたが、こうした法改正についても今後の論争が有り得るものと予想されます。

アジア諸国では、按摩・マッサージという伝統的な視覚障害者の仕事があるわけですが、これ以外の職業分野の様子についてここで少し触れておきたいと思います。

日本では、鍼灸按摩と並んで、琵琶、箏、三味線などの楽器を演奏したり、これを教えたりする仕事も、視覚障害者の伝統的な仕事でした。江戸時代には

視覚障害者がこうした分野で活躍し、社会的にも高い地位を占めていた例が見られます。現在でも、著名な作曲家、演奏家がありますが、西洋音楽の普及や音楽の大衆化とともに、こうした分野で生活している視覚障害者の数は減少しています。また西洋音楽でも著名な演奏家が何人かいますが、これで生計を立てられる視覚障害者は数少ないといえます。音楽科を設置する盲学校も数校ありますが、卒業しても、この分野で生計を立てることはかなり困難のようです。

こうした伝統的職業の他に、視覚障害者の就業機会を拡大するため、日本では1960年代から、電話交換、仮名タイプによる録音速記の職業訓練やその試みが始まりました。その後、1970年代に入ってから、コンピュータ・プログラマ、1980年代からは、音声パソコンを用いた事務処理作業などの職業訓練が行われるようになりました。こうした分野に就いては、韓国、香港、マレーシア、タイなどでも、色々な試みがあり、一定の技能を身に付けた視覚障害者が一般企業に就職するようになりました。ただ電話交換については、事業所内のダイヤルインの普及など電話の利用形態の変化に伴い、電話交換手の雇用機会が減少しつつあります。また、録音速記関係の仕事についても、パソコンの普及に伴って、多くの人々が事務処理に携わるようになったため、市場競争が激化しつつあると言えます。

アジア諸国で、視覚障害者がパソコンを利用するためには、その国の母国語によるスクリーン・リーダの開発が不可欠ですが、韓国、タイ、中国などでそれぞれの原語に対応したスクリーン・リーダが開発されていることを除けば、まだまだこの分野での開発は十分とは言えません。こうしたスクリーン・リーダがない国では、英語のスクリーン・リーダを使用して、アルファベットで書いたその国の言葉を読むこととなりますので、たいへん扱いにくいわけです。

また、パソコンなどの機器を利用する訓練の他、外国語の習得も、雇用機会拡大という面では有力な武器になります。英語や日本語など、外国語を使えるバイリンガル、トリリンガルの視覚障害者の場合には、その能力を活かして新

たな分野に進出することも可能になってきています。

もう一つアジア諸国では他に例がないと思いますが、タイでは、宝くじ販売の仕事が視覚障害者の間に普及しています。これは、1930年代にスペインで始まった宝くじ販売の事業に範をとったものですが、スペインの場合には、視覚障害者団体が宝くじの発行権を与えられて、その運用を自ら行っているのに対して、タイでは、販売業務のみを視覚障害者が優先的に行っているという点で少し異なっています。最近、タイでは宝くじ制度の見直しが行われており、その中で、視覚障害者がこれまで勝ち得てきた権益を失いかねないことから、様々な問題が出てきているようです。宝くじの電子化に拠り、宝くじ販売の仕事が減少するという問題などがその例です。

3 日本の視覚障害者の職業事情

(1) 統計データからみた日本の視覚障害者の職業

2006年6月に実施された身体障害児・者実態調査によれば、18歳以上の在宅



タイ宝くじ売り

視覚障害者は約 310,000 人いますが、そのうち労働年齢（18 歳以上 65 歳未満）にある視覚障害者は約 118,000 人（38.1%）で、前回の調査（2001 年）よりも 2.6 ポイント増加しています。

しかし視覚障害者の就業状況についてみると、就業者 66,200 人、就業率 21.64%であり、前回調査よりも 2.35 ポイント減少しています。業種別にみると、就業者 66,200 人のうち約 19,600 人（29.6%）が視覚障害者にとっての伝統的職業といわれる三療（あんまマッサージ指圧、はり、きゅう）に従事しており、官公庁や民間企業で常用雇用されている視覚障害者は約 15,500 人（23.5%）となっています。これら業種別就業状況をみると、三療については前回調査よりも 4,000 人強（3.7 ポイント）の減少がみられ、常用雇用労働者については、3,500 人（6.9 ポイント）の増加がみられます。これは三療に従事する視覚障害者が高齢化していること、また民間企業等における視覚障害者雇用施策が進展していることが窺える数字だと思われます（表 1、表 2 参照）。

また就業形態からみると、視覚障害者の場合には 28,600 人（43.2%）が自営業に従事しており、身体障害者全体の数値（25.3%）に比べて著しく高くなっています。このことは、視覚障害者の多くがあんま、はり、きゅうという自営に馴染む職業に従事していることを反映したものといえるでしょう。また前回調査では、地域の作業所に通う視覚障害者がまったくみられなかったのに対して、今回の調査では 800 人（1.2%）が地域の作業所に通っており、視覚障害の特性を考慮した作業所が徐々に設置されていることを示すものといえます。

注意したいのは、就業形態別でみた場合に、授産施設で働く視覚障害者数が減少していること、また、「その他」の回答が増加していることです。福祉サービスと就労支援制度が急激に変化していることから、視覚障害者の就労をめぐる状況が多様化してきていることの反映ではないかと推測されます（表 2 参照）。

（2）三療における就業状況

三療の資格を取得するためには盲学校の理療科や国立視力障害センターなどのリハビリテーション施設で、高校卒業後 3 年間のコースを履修し、国家試験に合格しなければなりません。

毎年、盲学校やリハビリテーション施設でこの課程を修了した者が 800 人ほどいますが、うち 7 割が国家試験に合格し、三療資格を活かした仕事に就いています。多くの場合、治療院に就職するか、自ら治療院を開いて自営していますが、病院や老人保健施設に就職する場合があります。1990 年代からは、大企業の健康管理部門でヘルスキーパーとして働く視覚障害者も増えており、現在、約 400 人が大都市の事業所で働いています。

三療資格は、晴眼者にも解放されており、最近では晴眼業者の数が増え、競争が激化しています。また、無資格で類似の療法を行う者がいたり、日本の基準に照らしてあまりにも簡単な講習で資格がとれる外国のマッサージ師資格で違法に開業する者が増えており、その取締りが求められています。

(3) 新たな職域での就業状況

①職業訓練修了後の職種

日本には視覚障害者のための職業訓練を実施している施設が 3 か所あり、電話交換、録音ワープロ速記、情報処理などの訓練が行われています。訓練期間は 1 年から 2 年で、訓練を修了すると、それぞれの技能を活かした仕事に就職できます。最近では、情報処理以外の仕事でもパソコンを活用する技能が重視されており、訓練でもワープロ、表計算などのアプリケーションの他、インターネットの活用技術などに力が入れています。

②教職

全国の盲学校には、視覚障害者の伝統的職業である三療を教える理療科教員が約 700 人います。これに対し、普通科の教員は、点字による採用試験に合格して入った者が約 15 人、普通校で中途失明してから盲学校に異動した者が数人

いる程度です。

点字による教員採用試験は1970年代半ばから東京、大阪などで実施されてきました。1996年、国が都道府県教育委員会に対して、障害のある教職員の雇用に努力するよう勧告した結果、点字受験の機会が大幅に拡大し、30以上の都道府県が点字試験を実施しています。現在、都道府県や政令指定都市が実施する教員採用試験に合格した7人をはじめ、教員になった後に中途失明した10数人が、普通の中学校や高校で晴眼の生徒を相手に教鞭をとっています。

この他、国立・公立・私立の大学及び短期大学に、常勤教員として働く重度視覚障害者が20人、非常勤講師を務める重度視覚障害者が10人ほどいます。専門領域は教育学、文学、社会学、法学、社会福祉学、自然科学、情報処理など多岐にわたっています。

③公務員

1974年、東京都が福祉職について初めて点字試験を実施し、これが視覚障害者の地方公務員への進出のきっかけとなりました。その後、神奈川県や大阪府などでも採用試験を点字で実施するようになり、現在では約20都道府県が門戸を開放しています。現在、障害者特別枠で採用された者を含め、約80人の視覚障害者が地方公務員として働いています。

国家公務員については、1991年に、人事院が実施する一般職公務員試験の一部が点字で受験できるようになりました。1996年に初めて2種で合格者が出て、労働省（現在は厚生労働省）に採用されました。その他、特別採用や中途失明者の継続雇用により、数人の視覚障害者が働いています。また、国立視力障害センターには理療科教員が100人ほどいます。

④弁護士

1973年から司法試験が点字で受験できるようになり、1981年に初めての点字合格者が出ました。現在、点字で合格した2人、拡大読書器などで合格した強度弱視者2人が弁護士として働いています。

また最近の制度改革により設置された法科大学院を修了した視覚障害者が、2006年、2007年と新司法試験に合格し、うち1人は弁護士になり、もう1人は現在司法修習中です。

⑤医師

医療分野における専門職には伝統的に多くの視覚障害者が従事してきましたが、「医師」として働く者はいませんでした。しかし、2001年の医師法の改正により、医師免許付与の条件が変更され、全盲の視覚障害者でも医師免許が付与される可能性が出てきました。2003年の国家試験では、大学医学部在学中に失明した男性が口頭試問の形式でこれを受験し、合格し、医師免許が付与されました。この男性は、現在、出身大学の医局で精神神経科の医師として働いています。

その後2005年の国家試験でも、約30年前に大学医学部在学中に視覚障害者となった全盲男性が国家試験に合格し、現在大学病院などで研修を受けています。

(4) 日本における課題

①三療分野における晴眼者との競争が激化する中で、視覚障害者がその能力を発揮するためにはさまざまな支援が必要です。国家試験に合格しても、厳しい市場競争を勝ち抜くためには、技能を向上させるための研修の機会なども充実させる必要があります。また、開業にあたっての経済的支援も大切です。

市場における競争という面では、無資格業者の取り締まりは、晴眼者にとっても利益になるところであり、その面では、晴眼者、視覚障害者の別を問わず、協力していくことが必要だと思います。

②国家公務員試験や教員採用試験などについて、徐々に点字受験の機会が認められてきましたが、今後、さらに多くの資格試験について点字受験、あるいは、弱視者のための拡大文字による試験などの受験機会が拡大されていくこと

が求められます。特に、国家試験などの公的試験はもとより、民間団体が行う資格試験についても受験機会の拡大が求められます。

③欠格条項の撤廃によってさまざまな職業への進出の可能性が高まりましたが、その資格をとるために前提となる教育課程については、まだ充分門戸が開かれているとは言えません。今後、医学部、理科系大学などの門戸解放が求められます。

④日本では中途失明者が増えており、失明後の職場復帰に向けた支援が大きな課題となっています。失明後、三療分野に進める人も多いが、さらに多くの選択肢を提供していくことが求められます。例えば、失明前の仕事の経験を活かして、職場に復帰できる人も多く存在します。こうした人々に対しては、職場復帰を支援することによって、結果として、視覚障害者にとって新たな職業分野への選択肢を増やすことにもなります。

表 1 職業分野別従事状況

()

内は構成比

2001 年	2006 年	
総数	72,000 (100.0)	66,200 (100.0)
農業、林業、漁業	9,000 (12.5)	5,700 (8.6)
事務	3,000 (4.2)	4,900 (7.4)
管理的職業	1,000 (1.4)	1,600 (2.5)
販売	4,000 (5.6)	1,600 (2.5)
あんま、マッサージ、はり、きゅう	24,000 (33.3)	19,600 (29.6)
専門的、技術的職業	5,000 (6.9)	7,400 (11.1)
サービス業	5,000 (6.9)	4,100 (6.2)
生産工程・労務	7,000 (9.7)	4,900 (1.0)
その他	5,000 (6.9)	9,800 (14.8)
回答なし	8,000 (11.1)	6,500 (9.9)

表 2 就業形態別視覚障害者数

2001 年	2006 年	
総数	72,000	66,200
自営業種	35,000	28,600
家族従事社	5,000	4,900
会社、団体の役員	4,000	3,300
常用雇用労働者	12,000	15,500
臨時雇い、日雇い	4,000	4,900

内職	2,000	800
授産施設等	2,000	800
地域作業所	0	800
その他	2,000	4,100
回答なし	4,000	2,500

4 おわりに

以上、アジア諸国と日本の視覚障害者の職業事情についてみてきましたが、最後に、今後を展望してどのような課題があるかについて触れておきたいと思います。

(1) マッサージ業発展に向けて

まず、アジア地域におけるマッサージ業、とりわけ、視覚障害者の職業としてのマッサージ業の発展を考えた場合、以下のような課題があると思います。

第1に、教育・訓練機会の拡大が必要です。アジア地域をみた場合、視覚障害者がマッサージ師になるための教育・訓練が組織的に行われているのは、日本、韓国、中国、台湾の4ヶ国で、その他の国ではまだ未発達か、緒に着いたばかりだと言えます。

タイやマレーシア、ベトナムなどでは、小規模な学校や訓練施設ができていますが、今後、こうした国々での組織的な教育・訓練を発展させていくための強力な支援が求められることと思います。

第2に、教育・訓練と表裏の関係にある課題ですが、マッサージ師の資格制度の整備が必要です。資格制度には、免許、訓練修了証明書などさまざまなレベルがあると思いますが、望ましいのは、国や公的機関が認定する資格制度を作ることだと思います。前に述べた4ヶ国については、免許、按摩資格など、呼び方や効力の面で差異はあるものの、国や公的機関が認定した資格制度としてマッサージ師の資格が存在します。

第3の課題として、マッサージ業を視覚障害者の仕事として確立していくためには、市場調査なども含めて、マッサージ業に対するニーズの把握と、求められているサービスの質をきちんと把握し、それに合わせて教育や訓練を行うことです。そうした実践があってこそ、教育・訓練へのニーズの拡大、そして、資格制度の創設へと向かうことができるのではないかと思います。

(2) AMINへの期待

このように、アジア地域における視覚障害者の職業事情を概観し、マッサージ業をめぐる課題をみる時、AMINに対する期待がますます大きくなっていくのを実感できます。特に、今回実施された各国関係者に対するアンケート調査に基づいて、AMINの事業が進められることを期待したいと思います。

今後、限られた資源を有効に活用していかなければならないことから、教育・訓練の課題、資格制度をめぐる課題、そしてビジネスとして成立しうるかどうかに関する経営学的課題も分析しながら、短期的な目標と中期的目標を選り分けて、視覚障害者によるマッサージ業の発展が見込まれる地域に対して、体系的・組織的な支援が行われることを期待するものであります。

もとより、こうしたことは、筑波技術大学のみで取り組むことは難しいと思います。従来から国際協力を行っている社会福祉法人日本盲人福祉委員会や、社会福祉法人国際視覚障害者援護協会などの国内団体との連携と協力が必要なことは言うまでもありません。また、国際的には、WBUP（世界盲人連合アジア太平洋地域協議会）に設置されているマッサージ委員会とも連携しながら、アジア各国とのネットワークを形成していくことが大切だと思います。私自身、こうした団体との関わりもありますので、今後、折に触れて、AMINの皆さんと協力してまいりたいと思います。

本日はご静聴ありがとうございました。

<注>

* 1 現在のWBUAP=世界盲人連合アジア太平洋地域協議会の全身

<参考文献>

青木陽子・金治憲・指田忠司・李相秦・梁洲田(2003), 第3部アジア諸地域における視覚障害者の雇用システムの現状と課題, アジア太平洋地域の障害者雇用システムに関する研究(資料シリーズNo.30), 障害者職業総合センター, pp. 91-129

指田忠司・オーテミン(2006), 韓国における視覚障害者按摩業專業違憲判決の意義と今後の課題—2006年5月の憲法裁判所判決の内容とその波紋—, 第14回職業リハビリテーション研究発表会論文集, pp. 246-249

指田忠司(2008), 第七章 雇用・就労施策, 日本の資格障害者 2008年版, 日本盲人福祉委員会, pp. 74-79